

岩手県選挙管理委員会告示第22号

不在者投票ができる病院等の指定（昭和45年岩手県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

平成21年5月15日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

改正前		改正後	
1 病院		1 病院	
名称	所在地	名称	所在地
[略]		[略]	
独立行政法人国立病院機構 花巻病院	[略]	独立行政法人国立病院機構 花巻病院	[略]
<u>県立花巻厚生病院</u>	<u>花巻市御田屋町4の57</u>		
財団法人総合花巻病院	[略]	財団法人総合花巻病院	[略]
[略]		[略]	
恩賜財団済生会北上済生会 病院	[略]	恩賜財団済生会北上済生会 病院	[略]
<u>岩手県立北上病院</u>	<u>北上市九年橋三丁目15番36号</u>		
老人保健施設たいわ	[略]	老人保健施設たいわ	[略]
[略]		[略]	
3 身体障害者支援施設		3 身体障害者支援施設	
[略]		[略]	
4 保護施設			
名称	所在地		
<u>県立松山荘</u>	<u>宮古市松山第8地割19番地1</u>		
備考 改正部分は、下線の部分である。			